

令和7年度 目黒区障害福祉サービス事業者等指導検査 及び監査実施方針並びに実施計画

目黒区障害福祉サービス事業者等指導検査及び監査実施要綱（平成28年11月24日付け目健障第5336号決定。以下「要綱」という。）第3条第3項に基づき、以下のとおり令和7年度目黒区障害福祉サービス事業者等指導検査及び監査実施方針並びに実施計画を定める。

1 基本方針

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「支援法」という。）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づき指定を受けた障害福祉サービス事業者等に対し、制度の円滑かつ適正な運営と法令等に基づく適正な事業運営を確保する観点に立ち、事業運営の適正化と透明性の確保、利用者保護及び利用者の視点に立った障害福祉サービス等の提供並びに質の向上、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のための体制整備を図ることに主眼を置いて実地検査を実施する。

また、監査については、法令・基準条例等の違反、自立支援給付に係る費用等の不正請求又は不適切な福祉サービスの提供が明らかな場合には、障害者（児）福祉制度への信頼維持及び利用者保護の観点から、公正かつ適切な措置を採ることに主眼を置いて実施する。

なお、実施に当たっては、東京都、関係区市町村及び関係各課と適宜連携し、指導検査体制の一層の充実・強化を図る。

2 指導の重点項目

（1）事業運営の適正化と透明性の確保

- ア 職員配置基準に定める職員の資格及び員数を満たしているか。
- イ 有資格者により提供すべきサービスが、無資格者により提供されていないか。
- ウ 自立支援給付費等算定に関する告示を理解した上、加算・減算等の基準に沿って自立支援給付等が請求されているか。
- エ 会計基準等にとった適切な経理処理がなされ、その上で、計算書類が作成されているか。
- オ 管理者が従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に指定基準を遵守させているか。
- カ 運営規程、決算書類等、利用者のサービス選択に資する情報を提供しているか。

(2) 利用者保護とサービスの質の確保

ア 個別支援計画等が利用者の個々の状況に則して作成・記録されるとともに、見直しが図られ、適切な支援が行われているか。

イ 利用者に対し、虐待行為や身体拘束等を行っていないか。

また、利用者の人権の擁護、虐待防止のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。

ウ 施設入所支援や生活介護、共同生活援助を行う事業所において、非常災害時の対応について、具体的な防災計画を立てるとともに、関係機関への通報・連携体制の確保、実効性のある避難・救出訓練の実施等の対策を取っているか。

エ 苦情、事故、感染症及び食中毒が発生した場合、適切な対応が取られているか。

オ サービス提供を開始するに当たり、内容及び手続の説明並びに同意（個人情報の利用を含む。）が適切に行われているか。

3 監査の重点項目

(1) サービス内容に不正又は著しい不当がないか。

(2) 自立支援給付に係る費用等の請求に不正又は著しい不当がないか。

(3) 不正な手段により指定を受けていないか。

(4) 人員基準違反等の重大な基準違反はないか。

(5) 帳簿書類の提出や質問に対して虚偽の報告や答弁がされていないか。

(6) 業務管理体制が実効ある形で整備され機能しているか。

(7) 障害者虐待防止法に定める虐待に該当する疑いのある、必要以上の身体的拘束や人権侵害が行われていないか。

4 実施計画

(1) 集団指導

ア 対象事業等

(ア) 支援法に基づく障害福祉サービス事業、障害者支援施設、一般相談支援事業、特定相談支援事業

(イ) 児童福祉法に基づく障害児相談支援事業、障害児通所支援事業

イ 実施方法

上記2において、サービス事業ごとの具体的な内容及び事例を説明するとともに、制度改正等における必要な情報の周知を行うため、サービス事業ごとに必要に応じて講習等の方法により実施する。

なお、オンライン等の活用による動画の配信等による実施も可能とする。

(2) 実地指導

ア 対象事業等

(ア) 支援法に基づく障害福祉サービス事業、障害者支援施設、一般相談支援事業、特定相談支援事業

(イ) 児童福祉法に基づく障害児相談支援事業、障害児通所支援事業

イ 指導・監査の実施方法等

(ア) 実施方法

原則として、事業又は施設種別ごとに日程等を策定し、事業所等に赴き、実地において実施する。

なお、実地検査を効率的かつ効果的なものとするため、必要に応じて、一定の場所において実施することができる。

(イ) 実施単位

事業又は施設を単位として実施する。

なお、区が所轄庁である社会福祉法人に対する検査が行われる場合に当たっては、当該検査と併せて当該社会福祉法人が運営する事業又は施設に対する検査を行うよう努めるものとする。

(ウ) 実施体制

原則として、係長級以上の職にある者を長として、職員2名以上で検査班を編成するものとする。

また、事業又は施設の規模・内容、事業の性質に応じ、適宜人選するものとする。

(エ) 選定方針及び実施時期

要綱第3条第1項に掲げる基準に基づき、原則として令和7年4月1日時点で現存する事業所等の中から選定する。ただし、必要と認める場合には、以降に指定を受けた事業所等についても、実地指導の対象とする。

なお、対象事業所等の選定及び実施時期については、別途定める。

(オ) 実施通知

要綱第4条第1項の規定に基づき、通知する。ただし、必要と認める場合には指導の開始時に文書を提示することにより行う。

5 指導検査基準

指導検査の基準については、東京都との平準化を図るため、東京都が定める「指定障害福祉サービス事業者等指導検査基準」に準じるものとする。

ただし、指定計画相談支援及び指定障害児相談支援については、区の「指定計画相談支援指導検査基準」（平成２８年１２月１日目健障第５４６６号決定）に定めるところによる。